

第〇章 令和 11 年度の成果目標(数値目標)

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に向け、国の第 8 期基本指針を踏まえ、令和 11 年度を目標年度として次の通り8項目の成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針(第 8 期:令和 9～11 年度)

- ・令和 7 年度末時点の施設入所者数の 6%以上を、令和 11 年度末までに地域生活へ移行する。
- ・令和 11 年度末の施設入所者数を、令和 7 年度末時点から 5%以上削減する。
- ・令和 8 年度末時点で前期計画の目標が未達成となる見込みの場合は、その未達成割合を上乗せして目標を設定する。

≪白井市の目標≫

項 目	目標値	考え方
令和 7 年度末の施設入所者数 (A)	24 人	
地域生活移行者の増加	3 人 6%以上	(A) のうち、令和 11 年度末までに地域生活に移行する人の数
施設入所者の削減	3 人 5%以上	(A) の時点から令和 11 年度末時点における施設入所者の削減数

市の現状と課題

現行計画では、施設入所者の高齢化や、本人・家族が慣れ親しんだ生活環境を望むこと、環境変化への不安などから、地域生活への移行が進みにくいことを課題としています。最新の基礎調査では、知的障がいのある人が地域で自立して暮らすために特に力を入れてほしいものとして「グループホーム」が 41.2%と最も高く、事業所ヒアリングでも、選択できるグループホームの不足が指摘されています。本人の意向を丁寧に確認しながら、グループホーム等の住まい、日中活動、相談支援、緊急時支援を一体的に確保することが課題です。

参考:白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

目標値達成のための方策

本人・家族の意向を把握したうえで、施設、相談支援事業所、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等が連携し、地域移行の対象者を継続的に把握します。グループホーム等の住まいの確保について、市内外の空き状況や重度障がい・強度行動障がいへの対応状況を把握し、事業者への情報提供や参入促進を行います。地域移行支援、自立生活援助、日中活動、緊急時支援等を組み合わせ、体験利用から地域生活への移行、移行後の定着まで切れ目なく支援します。

参考:白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針(第8期:令和9~11年度)

- ・退院後1年以内の地域における平均生活日数を319.3日以上とする。
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数は、国の算定式により令和11年度末の目標値を設定する。
- ・退院患者の30日以上再入院率を、退院後90日時点10.3%以下、180日時点17.4%以下、365日時点25.7%以下とする。
- ・心のサポーター数は令和15年度末100万人を目指す国目標を踏まえ、都道府県人口を勘案して設定する。住民のこころの状況はK6で把握・評価する。

《白井市の目標》

・活動指標

項 目	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数	人	26	27	28
参加者の内訳	保健	人	3	3
	医療（精神科）	人	8	8
	医療（精神科以外）	人	2	2
	福祉	人	9	9
	介護	人	3	2
	当事者	人	2	2
	家族等	人	3	3
心のサポーター養成研修実施	回	検討	検討	検討
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者	人/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者	人/月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者	人/月	34	39	45
精神障がい者の自立生活援助の利用者	人/月	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者	人/月	118	118	118
精神障がい者の短期入所の利用者	人/月			

市の現状と課題

現行計画では、しろいメンタルサポートネットワーク等の協議の場を設け、精神障がい者の地域課題を協議していますが、地域移行支援・地域定着支援を担う相談支援事業所の確保や制度周知が課題とされています。最新の基礎調査では、精神障がいのある人が地域で自立して暮らすために「就労の場の確保・開拓」を求める割合が 33.5%と最も高く、相談場所が分からない人や基幹相談支援センターを知らない人も多くみられます。また、団体ヒアリングでは精神障がいへの偏見の解消も課題として挙げられています。保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等が協働し、住まい、就労、相談、地域交流を含む包括的な支援体制を強化する必要があります。

参考：白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

目標値達成のための方策

しろいメンタルサポートネットワーク等の協議の場を継続し、保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等が地域課題と目標の達成状況を共有・評価します。精神科病院、相談支援事業所、基幹相談支援センター等の連携を強化し、地域移行支援・地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助等の利用につなげます。就労支援や住まいの確保、相談窓口の周知、精神障がいへの理解促進を進め、地域で安心して暮らせる包括的な支援体制を整えます。

参考：白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針(第8期:令和9~11年度)

- ・一般就労への移行者数を令和6年度実績の1.31倍以上とする。
- ・就労移行支援は令和6年度実績の1.14倍以上、就労継続支援A型はおおむね1.52倍以上、B型はおおむね1.67倍以上の一般就労移行を目指す。
- ・一般就労移行割合50%以上の就労移行支援事業所を全体の50%以上とする。
- ・就労定着支援利用者数を令和6年度実績の1.47倍以上、就労定着率70%以上の事業所を全体の25%以上とする。
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上確保する。

《白井市の目標》

項目	単位	令和6実績	目標値	考え方
一般就労への移行者数	人	14	19	令和6年度実績の1.31倍以上
就労移行支援からの一般就労移行者数	人	9	11	令和6年度実績の1.14倍以上
就労継続支援A型からの一般就労移行者数	人	1	2	令和6年度実績のおおむね1.52倍以上
就労継続支援B型からの一般就労移行者数	人	3	6	令和6年度実績のおおむね1.67倍以上
就労定着支援事業の利用者数	人	13	20	令和6年度実績の1.47倍以上
一般就労移行割合50%以上の就労移行支援事業所	%	100	100	50%以上
就労定着率70%以上の就労定着支援事業所	%	100	100	25%以上
就労選択支援事業所			1	協議会設置圏域ごとに1事業所以上

市の現状と課題

現行計画では、福祉施設から一般就労への移行者数や就労定着支援の利用割合が目標を下回る状況があり、一般就労後の定着を含めた支援の強化が課題とされています。最新の基礎調査では、精神障がいのある人の33.5%が「就労の場の確保・開拓」、27.8%が「就労に関する相談と支援」を求めています。団体ヒアリングでも、市内企業の人事担当者等との連携や工賃向上の必要性が挙げられています。本人の希望や適性に応じた就労先の開拓、就労支援機関・企業との連携、一般就労後の定着支援を一体的に進めることが課題です。

参考:白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

目標値達成のための方策

就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、就労定着支援を本人の希望・適性に応じて活用できるよう、相談支援事業所、ハローワーク、就労支援機関、特別支援学校、企業等との連携を強化します。市内企業への障がい者雇用の理解促進と職場開拓を進めるとともに、一般就労後も生活面を含めた定着支援を継続します。就労継続支援事業所については、受注機会の拡大や工賃向上につながる取組を支援します。

参考：白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

4 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針(第 8 期:令和 9～11 年度)

- ・令和 11 年度末までに各市町村で、児童発達支援センターの 4 つの中核的支援機能を確保する。
- ・インクルージョン推進のため、保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携する協議の場を各市町村又は圏域に設置する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する(圏域可)。
- ・各市町村で医療的ケア児等支援の協議の場を設置し、コーディネーターを配置する。
- ・各市町村又は圏域で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保する。

≪白井市の目標≫

・成果目標

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの中核的支援機能	4 機能を確保	白井市こども発達センター等を中核に、発達・家族支援、事業所支援、インクルージョン推進、相談の 4 機能を確保する。
インクルージョン推進の協議の場	設置	保育・子育て支援・教育等の関係機関との協議の場を設置する。
重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス	各サービス 1 か所以上(圏域(※))	圏域内(※)で1か所確保する。
医療的ケア児等支援の協議の場	設置	保健・医療・障害福祉・保育・教育等の連携を確保する。
医療的ケア児等コーディネーター	配置	市又は圏域で支援を総合調整するコーディネーターを配置する。
関係機関との連携体制を確保した上で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保	確保	障害児相談支援を利用していない場合も含め、切れ目のない相談支援体制を確保する。

圏域：印旛圏域（印西市、栄町、佐倉市、酒々井町、白井市、富里市、成田市、八街市、四街道市）

・活動指標

項 目	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	3	3	3
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	8	8	8
ペアレントメンター人数	人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	2	2	2

市の現状と課題

現行計画では、こども発達センターを児童発達支援センターとして設置し、中核的に、関係機関の情報共有や医療的ケア児支援連絡会、コーディネーター配置を進めています。一方、重症心身障がい児を支援する事業所の確保や、福祉サービスにつながっていない医療的ケア児の把握が課題です。最新の基礎調査では、障がい児の新規・増量希望サービスは放課後等デイサービスが47.9%と最も高く、療育施設や行政に求めることでは「支援の専門性や質の向上」が57.9%と最も高くなっています。また、特別なニーズに対応できる放課後等デイサービス等や障害児相談支援事業所の不足が指摘されています。量の確保とともに、専門性、相談支援、インクルージョン、医療的ケア児支援の充実が課題です。 参考：白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

目標値達成のための方策

こども発達センターの中核機能を生かし、障害児通所支援事業所、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、医療機関等との相互理解、信頼関係の構築を進め、連携を強化します。放課後等デイサービス等について、利用ニーズと特別な支援ニーズを把握し、事業者への情報提供や参入・受入体制の充実を促します。重症心身障がい児及び医療的ケア児については、医療的ケア児支援連絡会とコーディネーターを活用し、圏域を含め必要な事業所・支援資源を確保します。障害児相談支援の充実を図り、本人・家族に伴走する相談支援とインクルージョンを推進します。

参考：白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

5 地域生活支援の充実

国の基本指針(第8期:令和9~11年度)

- ・令和11年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、市の全ての日常生活圏域を支援対象とする。
- ・拠点コーディネーター及び機能を担う事業所等の担当者を配置し、年1回以上、支援実績を踏まえ運用状況を検証・検討する。
- ・令和11年度末までに強度行動障害の状態にある者の支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

≪白井市の目標≫

・成果目標

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	1回	基幹相談支援センター配置の拠点コーディネーターと連携し、機能充実に向けた検討を実施する。 地域自立支援協議会において、実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を実施。
強度行動障がい者への支援体制の充実	1回	強度行動障害の状態にある者について支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討する。

・活動指標

項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所 (面的整備)	1か所 (面的整備)	1か所 (面的整備)
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

市の現状と課題

現行計画では、地域生活支援拠点等を設置し、地域自立支援協議会において運用状況の検証を行うとともに、コーディネーター配置を通じて機能充実を進めています。最新の基礎調査の事業所ヒアリングでは、移動支援、行動援護、ショートステイ、グループホーム、同行援護の供給不足や、入浴・排泄等の身体介護に対応できるヘルパー不足が指摘されています。高齢化、重度化を踏まえ、障がいのある方の地域での生活を継続するため、相談、緊急時対応、体験の機会、住まい、移動・介護支援をつなぐ拠点機能を強化するとともに、強度行動障がいなど専門的な支援ニーズへの対応体制を整えることが課題です。

参考:白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

目標値達成のための方策

地域生活支援拠点等のコーディネーターを中心に、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能を点検し、年1回以上、運用状況を検証します。短期入所、グループホーム、訪問系・移動支援等の不足状況を把握し、事業所間の連携や新規参入の促進を図ります。強度行動障がいのある人については支援ニーズを把握し、専門人材の育成と関係機関による支援体制の整備を進めます。

参考：白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針(第8期:令和9～11年度)

- ・令和11年度末までに全市町村で、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会を設置・整備し、相互に連携させる。
- ・基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保し、協議会運営にも関与する。
- ・令和11年度末までに、本人が望まないセルフプランの件数をゼロとする。

≪白井市の目標≫

・成果目標

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制確保	確保	

・活動指標

項目	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置人数	人	1	1	1
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する地域の相談支援事業所の割合	%	90	90	90
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所支援の取組、個別事例の支援内容の検証回数	回	1	1	1
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与	有無	有	有	有
協議会における相談支援体制専門部会の開催回数	回	4	4	4

計画案② 成果目標・活動指標

個別事例の検討により地域課題を抽出し、支援体制の整備を議題とした回数	回	2	2	2
------------------------------------	---	---	---	---

市の現状と課題

現行計画では、相談支援事業者・相談員の増加がみられる一方、事業者ごとの支援力の差や、障がい児者の増加に伴う相談需要への対応が課題とされています。基幹相談支援センターを中核として地域の相談支援体制を強化することが求められています。最新の基礎調査では、基幹相談支援センターについて「知らなかった」とする割合が知的障がい 77.5%、精神障がい 90.9%となるなど、相談窓口の周知にも課題があります。また、障がい児に対する相談支援事業所の不足も指摘されています。相談窓口の周知、相談支援専門員の確保・育成、事業所への専門的助言、関係機関との連携を一層強化する必要があります。

参考：白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

目標値達成のための方策

基幹相談支援センターを中核として、相談支援事業所への専門的助言、事例検討、研修等を行い、地域全体の相談支援力を高めます。相談支援専門員の確保・育成を進め、障がい児を含む計画相談支援の提供体制を拡充し、望まないセルフプランの解消を図ります。市の相談窓口や基幹相談支援センターの周知を強化するとともに、地域自立支援協議会、地域生活支援拠点、医療・教育・就労等の関係機関との連携により、複合的な課題にも対応できる体制を整えます。

参考：白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針(第8期:令和9～11年度)

- ・令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
- ・障害福祉サービス等情報公表制度について、都道府県・政令市・中核市の管内事業所の公表率・更新率を100%とする。

≪白井市の目標≫

・成果目標

項目	目標値	考え方
サービスの質向上のための体制	構築	利用状況の把握・検証、請求過誤防止、事業者との情報共有等を行う体制を整備する。

・活動指標

項目	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	回	1	1	1

市の現状と課題

現行計画では、県研修への参加、審査支払等システムの結果分析、**児童発達支援センターによる事業所との連携、助言、地域生活支援拠点での職員研修等**により、サービスの質の向上に取り組んでいます。最新の基礎調査では、障がい児の保護者が療育施設や行政に求める事項として「支援の専門性や質の向上」が57.9%と最も高く、事業所ヒアリングでも特別なニーズに対応できる事業所や専門人材の不足が指摘されています。サービス量の確保だけでなく、情報公表、研修、事業所支援、請求・運営状況の検証を通じ、利用者本位の質を継続的に評価・改善する仕組みづくりが課題です。

参考:白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

目標値達成のための方策

県が行う指定・指導、情報公表制度、研修等と連携し、市内事業所に情報公表内容の適切な更新や研修参加を促します。国保連の審査支払結果等を活用して請求上の傾向や課題を把握し、必要に応じて事業所へ情報提供します。こども発達センター、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等による助言・研修・事例検討を通じて専門性を高め、利用者・家族の意見や相談内容も踏まえながら、サービスの質を継続的に点検・改善する仕組みを構築します。

参考:白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、白井市障害者計画策定のための基礎調査報告書

第〇章 障害福祉サービス等の必要量見込み

国の基本指針では、成果目標の達成に必要な活動指標として、令和 9 年度から令和 11 年度までの各年度について、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援等の必要量を見込むこととしています。当市における障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策を以下のとおり設定します。

資料 障害福祉サービス等の概要

サービス等	概要
訪問系サービス	
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由や重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする人に、長時間にわたり総合的な介護や外出時の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時の移動援護や必要な情報提供、排せつ・食事等の介護を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に、危険回避のための援護や外出時の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要で介護の必要度が特に高い人に、居宅介護、生活介護、短期入所等を包括的に提供します。
日中活動系サービス	
生活介護	常時介護を必要とする人に、主として昼間、入浴・排せつ・食事等の介護や創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体機能の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法等のリハビリテーションや生活に関する相談支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や相談支援を行います。
就労選択支援	就労に関する希望や能力、適性等を整理・評価し、本人に適した就労先や就労系サービスの選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動や職場体験、就労に必要な知識・能力向上のための訓練、求職活動支援等を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が難しい人に、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識・能力向上のための支援を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労や雇用契約に基づく就労が難しい人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上を支援します。

計画案② 成果目標・活動指標

サービス等	概要
就労定着支援	一般就労した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援を行います。
短期入所(福祉型)	介護者の疾病や休息等により一時的に在宅生活が難しい場合、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の支援を受けます。
短期入所(医療型)	医療的な管理を必要とする人が、医療機関等に短期間入所し、必要な医療・介護等の支援を受けます。
居住系サービス	
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人等に、定期訪問や随時相談を行い、地域での自立生活を支援します。
共同生活援助(グループホーム)	地域の共同生活住居で、相談、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間や休日、入浴・排せつ・食事等の介護、生活上の相談・支援を行います。
相談支援	
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用にあたり、本人の意向や生活課題を踏まえてサービス等利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や精神科病院等に入所・入院している人に、住居の確保、外出の同行、関係機関との調整等を行い、地域生活への移行を支援します。
地域定着支援	単身等で地域生活をする障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や必要な支援を行います。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	
保健・医療・福祉関係者による協議の場	地域の精神保健医療福祉に関する課題を共有し、支援体制や地域資源の充実について関係者が協議する場です。
協議の場への関係者参加	保健、精神科医療、精神科以外の医療、福祉、介護、当事者・家族等の幅広い関係者の参画を進めます。
精神障がい者の地域移行支援	精神科病院等から地域生活への移行を希望する人に、住居確保や関係機関との調整等を行います。
精神障がい者の地域定着支援	地域移行後や単身生活等の精神障がいのある人が安心して生活を継続できるよう、緊急時を含む相談支援を行います。
障害児通所支援	

計画案② 成果目標・活動指標

サービス等	概要
児童発達支援	主に就学前の障がい児に、日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応等の発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、放課後や長期休暇中、生活能力向上のための支援や社会との交流促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本動作等の発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、学校等を訪問し、障がい児本人への集団生活への適応支援や、施設職員への支援方法の助言等を行います。
障害児相談支援	
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用にあたり、こどもと家族の意向・課題を踏まえた障害児支援利用計画を作成し、利用後も定期的に状況を確認・調整します。
医療的ケア児等への支援	
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児等の支援ニーズを把握し、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関との連絡調整や支援につなぐ専門的役割です。
地域生活支援拠点等	
地域生活支援拠点等	相談、緊急時対応、体験の機会、専門の人材、地域の体制づくり等の機能を、単独施設又は複数の事業所の連携により確保する仕組みです。
拠点コーディネーター	地域生活支援拠点等の各機能をつなぎ、支援ニーズの把握、関係機関との調整、緊急時支援等を推進します。
運用状況の検証・検討	支援実績や地域課題を確認し、拠点機能が地域のニーズに対応しているかを定期的に検証し、改善につなげます。
強度行動障害者の支援ニーズ把握・体制検討	強度行動障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、専門的支援ができる人材・事業所との連携体制を検討します。

1 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援で構成され、障がいのある人が住み慣れた地域や自宅で生活を継続するための介護・外出・見守り等を提供します。

〈前期計画実績(見込み)と令和 9～11 年度の見込量〉

サービスの種類	区 分	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度 (実績)	令和 8 年 度 (実績見込)	令和 9 年度 (見込)	令和 1 0 年度 (見込)	令和 1 1 年度 (見込)
居宅介護	合計時間数 (時間/月)	656	613	642	688	734	791
	人数 (人/月)	61	55	56	60	64	69
重度訪問介護	合計時間数 (時間/月)	1,746	1,785	2,043	2,553	3,064	3,574
	人数 (人/月)	3	4	4	5	6	7
同行援護	合計時間数 (時間/月)	78	100	99	113	127	156
	人数 (人/月)	5	7	7	8	9	11
行動援護	合計時間数 (時間/月)	575	517	550	550	550	550
	人数 (人/月)	24	23	24	24	24	24
重度障害者 等包括支援	合計時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

【現状と課題】

基礎調査の事業所ヒアリングでは、移動支援、行動援護、同行援護等はニーズに対して供給が不足しているとの指摘があり、ヘルパー自体も減少しています。特に入浴介助や排泄介助など身体介護に対応できる人材の確保が課題です。また、身体障がいの高齢層ではホームヘルプサービスを重視する回答もみられ、介助者の高齢化を含め、在宅生活を支える訪問支援の安定供給が必要です。

【確保のための方策】

県や関係機関と連携して介護人材の確保・育成、研修情報の周知、事業所への情報提供を進めます。特に同行援護・行動援護や身体介護など専門性の高い支援について、事業所間の連携と担い手の確保を促進するとともに、利用者の障がい特性や生活状況に応じた適切な支給決定とサービス調整を行います。

2 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスは、日中の介護、生活能力の維持・向上、就労に向けた訓練や働く場の提供、医療と介護、家族のレスパイト等を支えるサービスです。

〈前期計画実績(見込み)と令和9～11年度の見込量〉

サービスの種類	区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (実績見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
生活介護	合計日数 (人日/月)	1,728	1,761	1,795	1,833	1,871	1,910
	人数 (人/月)	92	98	94	96	98	100
自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (人日/月)	0	0	9	9	9	9
	人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (人日/月)	114	165	118	118	118	118
	人数 (人/月)	8	17	10	10	10	10
うち精神障がい者	合計日数 (人日/月)	66	82	95	95	95	95
	人数 (人/月)	2	6	7	7	7	7
就労選択支援	人数 (人/月)	-	1	1	2	3	5
就労移行支援	合計日数 (人日/月)	434	397	484	484	484	484

計画案② 成果目標・活動指標

	人数 (人/月)	29	25	31	31	31	31
就労継続支援	合計日数 (人日/月)	521	641	699	717	736	754
(A型)	人数 (人/月)	29	52	38	39	40	41
就労継続支援	合計日数 (人日/月)	1,688	1,889	1,763	1,970	2,208	2,478
(B型)	人数 (人/月)	108	117	111	124	139	156
就労定着支援	人数 (人/月)	27	24	24	27	30	33
療養介護	人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
短期入所 (福祉型)	合計日数 (人日/月)	107	123	157	187	216	255
	人数(人/月)	16	16	16	19	22	26
うち精神障害者	合計日数 (人日/月)	3	1	3	3	3	3
	人数(人/月)	1	0	1	1	1	1
うち重度障害者	合計日数 (人日/月)	82	90	66	71	71	71
	人数(人/月)	11	11	8	9	9	9
短期入所 (医療型)	合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

計画案② 成果目標・活動指標

うち精神障害者	合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
うち重度障害者	合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

【現状と課題】

基礎調査では、知的障がいのある人の利用意向としてショートステイ、生活介護、自立訓練、就労系サービス等への一定のニーズがみられています。精神障がいでは「就労の場の確保、開拓」を求める回答が33.5%と高く、就労機会の確保が課題です。また、事業所ヒアリングではショートステイが供給不足のサービスとして挙げられており、家族の負担軽減を含めた受入体制の確保が必要です。

【確保のための方策】

利用実績と特別支援学校卒業者等の新規利用、障がいの重度化・高齢化、就労希望等を把握し、必要なサービス量を確保します。就労系サービスについては、市自立支援協議会就労支援部会、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の就労支援機関、企業等との連携を進め、一般就労への移行と定着を支援します。短期入所については、市内外の事業所情報を把握し、緊急時やレスパイト需要を含めた受入先の確保に努めます。

3 居住系サービスの見込量

居住系サービスは、地域での一人暮らしや共同生活、施設での生活を支え、本人の希望に応じた住まいの選択と地域生活への移行を支援するサービスです。

〈前期計画実績(見込み)と令和9～11年度の見込量〉

サービスの種類	区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (実績見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
自立生活援助	人数 (人/月)	1	2	3	3	3	3
うち 精神障がい者	人数 (人/月)	0	1	1	1	1	1
共同生活援助	人数 (人/月)	70	75	73	83	94	107
うち 精神障がい者	人数 (人/月)	26	34	30	34	39	45
うち 重度障がい者	人数(人/月)	14	17	16	19	22	25
施設入所支援	人数(人/月)	23	24	23	23	22	21

【現状と課題】

基礎調査では、知的障がいのある人が地域で自立して暮らすために特に力を入れてほしいものとして「グループホーム」が41.2%で最も高くなっています。事業所ヒアリングでも、選択して入居できるグループホームが少なく、グループホームは供給不足と指摘されています。さらに、家族介助者の高齢化や「親亡き後」を見据え、本人の希望に沿った住まいを選べる環境づくりが課題です。

【確保のための方策】

共同生活援助について、市内外の供給状況や空室、重度障がい・強度行動障がい等への対応状況を把握し、事業者への情報提供や参入促進を図ります。自立生活援助の活用を進め、施設・病院・グループホーム等から一人暮らしへの移行を支援します。

4 相談支援の見込量

相談支援は、障害福祉サービス等の利用計画の作成、施設・病院からの地域移行、地域生活を継続するための支援を通じて、本人中心の生活を支えるサービスです。

〈前期計画実績(見込み)と令和9～11年度の見込量〉

サービスの種類	区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (実績見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
計画相談支援	人数 (人/月)	104	108	102	109	116	123
地域相談支援 (地域移行支援)	人数 (人/月)	1	1	1	1	2	2
うち精神障 がい者	人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
うち精神障 がい者	人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1

【現状と課題】

基礎調査では、障がい種別によって「相談する場所がわからない」とする回答がみられ、基幹相談支援センターを「知らなかった」とする割合も高い状況です。知的障がいでは新たに利用・増やしたいサービスとして計画相談支援が27.5%で最も高く、相談支援へのニーズがあります。相談窓口の周知に加え、相談支援専門員の確保と、関係機関との連携強化が課題です。

【確保のための方策】

基幹相談支援センターを中核として、市、相談支援事業所、地域包括支援センター、医療・教育・就労等の関係機関との連携を強化します。相談支援専門員の確保・育成、事例検討や研修等により支援の質を高め、望まないセルフプランの解消に向けて計画相談支援の提供体制を充実します。地域移行・地域定着支援についても、病院・施設等への周知と連携を進めます。

5 障害児通所支援の見込量

障害児通所支援は、発達や障がいの状況に応じた療育・発達支援を行うとともに、家庭、保育所、学校等の生活の場と連携して、こどもの育ちと家族を支えるサービスです。

〈前期計画実績(見込み)と令和9～11年度の見込量〉

サービスの種類	区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (実績見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
児童発達支援	合計日数 (人日/月)	854	1,015	889	905	920	935
	人数(人/月)	111	133	116	118	120	122
放課後等デイサービス	合計日数 (人日/月)	2,145	2,169	2,111	2,195	2,279	2,373
	人数(人/月)	227	236	226	235	244	254
居宅訪問型児童発達支援	合計日数 (人日/月)	0	0	4	4	4	4
	人数(人/月)	0	0	1	1	1	1
保育所等訪問支援	合計日数 (人日/月)	14	17	16	17	19	20
	人数(人/月)	9	11	10	11	12	13

【現状と課題】

基礎調査では、障がい児の平日の日中の過ごし方として放課後等デイサービスが44.3%で最も高く、児童発達支援の利用もみられます。一方、重点課題の整理では、放課後等デイサービス等について特別なニーズに対応できる体制のある事業所の不足が指摘されています。重度の障がいや医療的ケアが必要なこどもを含め、個々のニーズに対応できる支援の質と受入体制の確保が課題です。

【確保のための方策】

こども発達センター等を中核として、地域の障害児通所支援事業所、保育所、学校、医療機関等との連携を強化します。利用実績や支給決定状況、発達支援ニーズを継続的に把握し、特別なニーズや重症心身障害児、医療的ケア児等にも対応できる事業所の確保・質の向上を促進します。保育所等訪問支援等を活用し、地域の保育・教育の場でのインクルージョンを推進します。

6 障害児相談支援の見込量

障害児相談支援は、障害児通所支援等を利用することもと家族に対し、本人・家族の意向や生活状況を踏まえた利用計画の作成と継続的なモニタリングを行うサービスです。

〈前期計画実績(見込み)と令和9～11年度の見込量〉

サービスの種類	区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (実績見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
障害児 相談支援	人数(人/月)	104	111	109	117	126	135

【現状と課題】

基礎調査の重点課題では、障がい児に対する相談支援事業所の不足が明確に指摘されています。また、団体ヒアリングでは、就学先、発達、服薬等に関する相談への対応や、市の関係各課、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等との連携強化が課題として挙げられています。こどもの成長段階に応じ、福祉・保健・医療・教育をつなぐ相談支援体制の確保が必要です。

【確保のための方策】

障害児相談支援事業所及び相談支援専門員の確保・育成を進め、セルフプランに偏らない相談支援体制を整備します。こども発達センター、基幹相談支援センター、保育所・学校、医療機関等との連携を強化し、就学・進学等のライフステージの変化を含めた切れ目のない相談支援を行います。

7 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

〈前期計画実績(見込み)と令和9～11年度の見込量〉

事業名	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (実績見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
① 保育所	人	54	78		【調整中】		
② 認定こども園	人	15	30				
③ 幼稚園	人	67	44				
④ 放課後健全育成事業	人	54	54				
⑤ 事業所内保育	人	0	0				
⑥ その他 (小規模保育所等)	人	8	18				
合 計		198	224				

【現状と課題】

【確保のための方策】

8 地域生活支援事業の見込み

本節では、活動指標のうち、地域生活支援事業の量の見込み(又は実績の有無)と事業の実施に関する考え方を示します。

〈前期計画実績(見込み)と令和 9～11 年度の見込量〉

① 必須事業

事業名		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (実績見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	①障害者相談支援事業所数	か所	2	3	3	3	2	2
	②基幹相談支援センター	有無	無	有	有	有	有	有
	③基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
	④住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業（実利用見込み者数）		人	5	5	5	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無	無	無	無

計画案② 成果目標・活動指標

事業名		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (実績見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
意思疎通支援事業	①手話通訳者設置事業（実設置見込み通訳者数）	人	0	0	0	0	0	0
	②手話通訳者派遣事業（実利用見込み者数）	人	9	7	9	9	9	9
	③要約筆記者派遣事業（実利用見込み者数）							
日常生活用具給付等事業	① 介護・訓練支援用具	件	5	5	4	4	4	4
	② 自立生活支援用具	件	8	9	6	6	6	6
	③ 在宅療養等支援用具	件	7	6	6	6	6	6
	④ 情報・意思疎通支援用具	件	53	5	36	36	36	36
	⑤ 排せつ管理支援用具	件	1,223	1,154	1,194	1,194	1,194	1,194
	⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	2	2	2	2	2
	合 計	件	1,297	1,181	1,248	1,248	1,248	1,248
手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了見込み者数）		人	3	3	13	5	5	5

計画案② 成果目標・活動指標

事業名		令和6年度 (実績)		令和7年度 (実績)		令和8年度 (実績見込)		令和9年度 (見込)		令和10年度 (見込)		令和11年度 (見込)	
移動支援事業	延べ利用見込み時間数 (時間／年)	4,749		4,177		4,557		4,605		4,605		4,605	
	実利用見込み者数 (人／年)	55		57		56		56		56		56	
地域活動支援センター	市内	1	43	1	55	1	47	2	48	2	48	2	48
	市外	2	15	1	14	2	14	2	14	2	14	2	15

【現状と課題】

【確保のための方策】

計画案② 成果目標・活動指標

② 任意事業

事業名	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (実績見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
日中一時支援事業	実利用見込み者数 (人/月)	61	87	65	68	72	76
訪問入浴サービス事業	利用見込み者数(人/月)	4	6	6	6	6	6
自動車運転免許取得費補助事業	利用見込み者数(人/年)	0	2	2	2	2	2
自動車改造費補助事業	利用見込み者数(人/年)	0	1	1	1	1	1

【現状と課題】

【確保のための方策】